

赤穂市職員の被服貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月29日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第33号

赤穂市職員の被服貸与に関する規則の一部を改正する規則

赤穂市職員の被服貸与に関する規則（昭和35年赤穂市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条に次のただし書きを加える。

ただし、職員のうち別に定めのあるものは、この規則から除くものとする。

第2条中「支給時期」を「支給期日」に改める。

第6条に次のただし書きを加える。

ただし、気候の寒暖等により、適宜これを変更することができる。

別表中給食センター運転手・調理員（男子）の部及び給食センター調理員（女子）の部を削る。

付 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。